

「保育ソーシャルワーク」の成立とその展望

— 「気になる子」等への支援に関連して —

Establishment and future challenges of “child care social work”
: Support for the such as “Kininaruko” with special needs

櫻井 慶一*
Keiichi SAKURAI

要旨：近年、保育所等で発達や生育環境に課題を抱えた児童（家庭）に対して、きめ細かな個別のおよび集団的配慮や、地域の専門機関等との連携による「保育ソーシャルワーク」の必要性が関係者から叫ばれている。そうした背景には障害者権利条約の批准に合わせた「インクルーシブ」な社会づくりがわが国でもようやく課題になってきていることもある。2013年11月にはそうした一環として「日本保育ソーシャルワーク学会」も発足し、2016年度からは同学会による現職保育士等を対象とした「保育ソーシャルワーカー」の養成研修も開始されようとしている。しかし、「保育ソーシャルワーク」はまだその定義はもとより概念も明確ではない。

本稿では、その定義や必要性、「保育ソーシャルワーカー」に求められる専門性や養成体系等について、いわゆる「気になる子」対応を中心に検討した。その結論として、「保育ソーシャルワーカー」には保育士等の現場職員が適任であり、各園単位で置かれることが最も望ましいと考えた。そのための現職の保育士等への研修・養成が急がれている。

キーワード：気になる子，保育ソーシャルワーク，保育ソーシャルワーカー養成
インクルーシブ保育，スクールソーシャルワーカー

はじめに

近年「保育所」で、いわゆる「気になる子」や「心配な親」等が増えている。そのため、従来からの「保護者支援」の枠を超えた、児童や家庭へのきめ細かなかわりや外部の関連機関との連携・協力などの「ソーシャルワーク」的対応が求められるケースが増えている（以下、本稿では「保育所」は「子ども・子育て支援新制度」の幼保連携型認定こども園、保育所型こども園、小規模保育事業、地域子育て支援センター等を含めたものとし、児童福祉法第7条のそののみを

* さくらい けいいち 文教大学人間科学部

表現するときは保育所とする)。

筆者自身もここ数年、そうした視点で「保育所」での子育て支援の必要性について語る場面が増えている。しかし、そうした研修会で筆者が感じる悩みは、その定義や概念、さらには通常の保育の場での展開に必要な肝心な学習すべき内容や方法がまだ必ずしも明確にされていないということである¹⁾。

現今の「保育所」で必要とされる「ソーシャルワーク」とはどのようなものなのか、仮に今それを「保育ソーシャルワーク」と呼ぶならば、その内容としては最小限どのようなものが考えられるのか、また、そもそも現実の「保育所」あるいは保育士にそうした仕事が可能なか等々が明らかにされる必要があると感ずる。以下、本小稿ではいわゆる「気になる子」対応を中心に、「保育ソーシャルワーク」の概念やその必要性、担い手（保育ソーシャルワーカー）に求められる専門性、その養成や研修等のあり方を小考してみたい。

1. 「保育ソーシャルワーク」の定義とその構造

(1) 保育ソーシャルワークとは

「保育ソーシャルワーク」とは、「保育」と「ソーシャルワーク」の合成語と考えられるが、その語句は一体として固有の実践概念を表しているものと考えられる。後述する日本保育ソーシャルワーク学会のホームページ上の入会案内では、保育ソーシャルワークとは、「子どもの最善の利益の尊重を前提に、子どもと家族の幸福（ウェルビーイング）の実現に向けて、保育とソーシャルワークの学際的領域における新たな理論と実践」とされているが、同時にその定義はいまだ確立されたものではないとしている。

また、その実践者である「保育ソーシャルワーカー」については、「当面は、包括的な定義とし、より詳細な定義づけは今後の課題とする」というものであるが、「保育ソーシャルワークに関する専門的知識及び技術をもって、保護者に対する子育て支援を中心的に担う者」とされている²⁾。学会の仮定義では、現時点では、保育とソーシャルワークは別々の学際的概念であり、「保育ソーシャルワーカー」によってその両者が統一的に実践されるものと考えられている。

ところで、「保育所」に「ソーシャルワーク」という概念が求められるようになってきたのは、理論的には94年の「エンゼルプラン」で、初めて「地域子育て支援」という施策が打ち出されてからと考えられる。それまでの入所児童とその保護者だけを対象としていた保育所の業務に、広く地域の子育て中の家庭全体を支援するという役割が加わってからである。その結果、必然的に保育所のあり方には、地域の社会諸資源の活用という社会的な「ソーシャルワーク」視点での対応が求められることになったのである。

簡単にその意味や重視される基本機能の拡大過程を概念的に示すと図1のようになる。エンゼルプラン策定以前の「狭義の子育て支援」の対象は、保育所を利用している児童とその保護者にほとんど限定されていたが、それ以後の「広義の子育て支援」では、地域の子育て中の家庭全体を視野に、その子育て基盤の改善・充実等も含め幅広く支援するものとして保育所の専門的機能が拡大されたのである。

このように考えると、学会の「保育ソーシャルワーク」及び「保育ソーシャルワーカー」に関する定義は、学会である以上さまざまな会員の考え方を排除しないための必要な対応であるが、その活動の場所や主体が明示されていないために一般的にはやや分かりにくいように感ずる。筆

者自身は「保育所」自体が本来児童福祉施設であり、保育士の仕事は、「人格を育てること」と「人格（生活）を支えること」の2面を同時に推進することと考えてきたので、そこに勤務する保育士は本来的に存在自体が「ソーシャルワーカー」でなければならないと考えるものである³⁾。そうした理解に立ち、保育ソーシャルワークとは、「地域のすべての児童及びその保護者等を対象に、保育士等により保育施設を基盤として地域の諸資源を活用または創出して展開する自立支援・自己実現を支援する総合的な福祉活動」とであると筆者は定義したい。

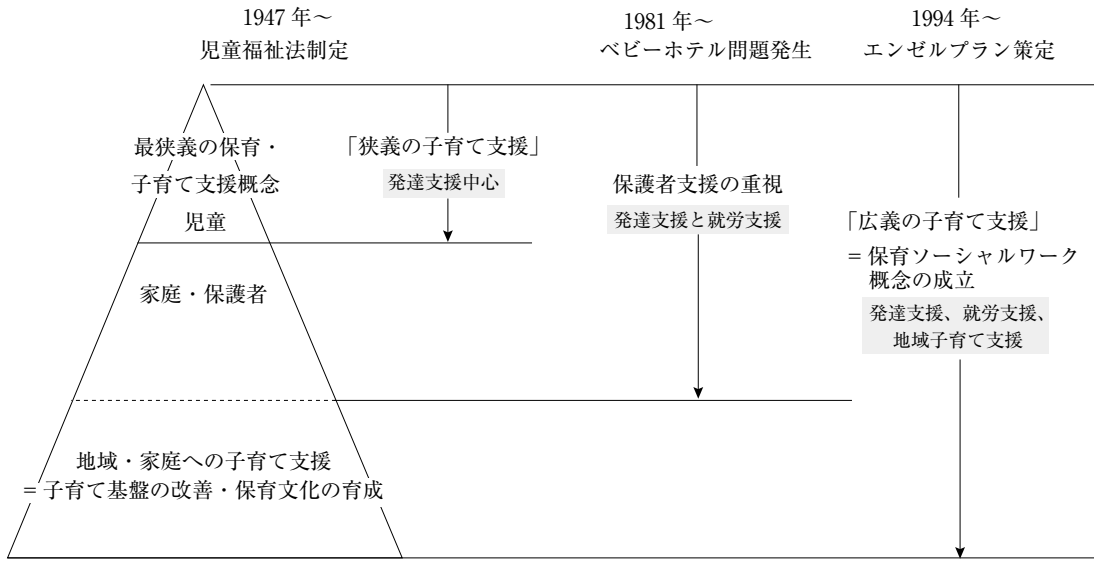


図1 保育の対象及び基本機能の拡大過程

(2) 保育ソーシャルワークの構造

保育ソーシャルワークの構造（構成要素）を考えた時、多くの「保育所」での実践事例を見るとそこには共通して図2のように2つのものがあるように感ずる。その2つの要素とは、上段の「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と下段の「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」である。つまり簡単にまとめるならば、保育ソーシャルワーカーとは2つの要素のそれぞれに深くかかわり、それらを統合（総合）しながら問題の解決を図る人という意味になる。その意味では、保育ソーシャルワーカーの役割は、一般に図表の下段にだけ特に深くかかわることが多いようなケースマネージャー等の専門職とは異なるのである。

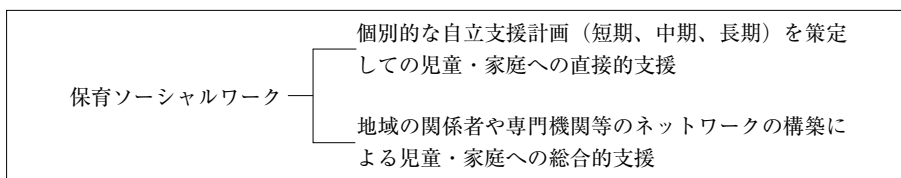


図2 保育ソーシャルワークの構成要素

(出所) 櫻井慶一『あらためて子ども子育て支援の意味について考える』全国保育協議会編『平成27年度公立保育所トップセミナー 研修要覧』2015年8月、71頁を一部修正

図2について若干補足するならば、上段の「自立支援計画の策定、直接的支援」の実施は、保護者（家庭）との協働作業としてなされなければならないことは『保育所保育指針』にある保育の基本原則でもあり、実際には特段意識しなくともどこの園でも実施していることである。また、下段のネットワークの構築に関しては、近年の多くの「気になる子」等への対応では「保育所」での保育と「発達支援センター」等での療育等が並行して行われていることが多いので、（必要に応じて）どこの園でもその程度は別としてすでに実施していることであろう。そのような理解に立てば、実は今日の多くの「保育所」では、「何らかの生活課題を抱える個人又は家族の問題解決のためにワーカーが周囲に働きかける」ことという一般的なソーシャルワークの理解に基づく対応をすでに実践していると考えても良いことなのである。

むしろ「保育ソーシャルワーク」の普及を進めようとする立場からの今日的な大きな問題点は、すでに各地域での「保育所」には数多くのすぐれた事例があるにもかかわらず、それらが当事者に「ソーシャルワーク」実践として意識されていないということにあるように思われる⁴⁾。その結果、当事者自身には「ソーシャルワーカー」としての自覚が無いまたは薄いわけであるので、「保育所」として当然なされなければならない当該児童や保護者、関係者、関連機関、行政等への働きかけが不十分になったり、その後の計画的、継続的な適切な処遇が展開できないなどの二次的な問題を生じてしまうことが課題となるのである。

しかし、同時に図2をみると、「保育ソーシャルワーク」は「保育所」単独ではできないこと、もちろん一人の保育士の力だけでできることではないことも理解できる。今日の「保育所」運営には、一人の児童（家庭）の問題解決のために「保育所」職員全体や時には地域の関係者の総力をあげたいわゆる「チーム保育」という考え方が求められているのである。しかもそうした対応をしなければならない理由は、後でも触れるが、「一人の児童も家庭も排除しない」という「インクルーシブ」な社会づくりという法的要請に基づくものであり、児童福祉施設である「保育所」が恣意的に進めて良いような問題ではないからである。

「保育ソーシャルワーク」を進めるにあたり、当該児童やその家庭、さらには児童の一般的な発達の姿そのものを最も良く知っているのは保育士である。他機関の専門家、とりわけ社会福祉士や臨床心理士等との協力体制づくりは当然必要なことであるが、ただその場合でも、他職種の専門家の支援が、「保育所」の通常の生活や遊びとかけ離れた特殊な方法や評価にならないように気をつけることが強く求められる⁵⁾。長期にわたり責任ある対応や組織づくり、関係機関との継続的なかわり、相談・援助の経験を一定程度有している人材等々を考慮すると、現実的には「保育ソーシャルワーカー」の役割は、当面は各園の園長や主任級の保育士等が担うことが自然であり望ましいことと思慮されるのである。

2. 保育ソーシャルワークという語句の使われ方とその必要性

(1) 「保育ソーシャルワーク」という語句の使われ方

研究者間で広く「保育ソーシャルワーク論」が論じられるようになったのは、「児童虐待防止法」が施行された2000年前後からのことと思われる⁶⁾。しかし、保育現場で、「保育ソーシャルワーク」という語句がいつ頃から使われだしたのかについてははっきりしない。むしろ今日でも、「保育所」には「ソーシャルワーク」という概念はほとんど広がっていないと言う方が正しいであろう。

そうした背景には2つの大きな要因があるように思われる。その第一は、現場で最も重視されている『保育所保育指針』そのものにまだその語句がないという制度的な問題である。「ソーシャルワーク」の語句は、90年や98年の旧『保育所保育指針』はもとより、2008年の現行のそれでも「保護者に対する支援」が第6章で独立して設けられたにもかかわらず、直接的には見当たらないのである。08年に出された『保育所保育指針解説書』には「ソーシャルワーク」という語句はようやく何か所か出てくるが、その語句の使用については、「保育士はソーシャルワーカーではないが」とわざわざ断り書きがなされている状況である⁷⁾。

二点目の理由としては、しばしば指摘されるように、わが国のこれまでの大学、短大等での保育士養成カリキュラムが狭義の児童への「発達支援」中心であったという構造的な問題がある。現今のカリキュラムは、講義や演習科目はもとより、実習を含めた学習内容の基本視点は「定型」発達児とどのようにかわるかがほとんどであり、保護者対応（相談・援助）や「ソーシャルワーク」の実際場面に触れる経験は、「個人情報保護」重視の昨今の風潮もあり、就職するまでほとんど得られないのが実態だからである⁸⁾。そのため先の図1でいうならば、相変わらずの最狭義の「保育（子育て支援）」の対応にとどまる教育をしている養成施設や教員もまだ少ないのが実情と思われる。これらの2つの理由に加え、保育士の役割は子どもへの直接的な「ケアワーカー」と考える現場意識とも重なり、児童福祉施設の「保育所」でありながら「ソーシャルワーク」がなされていなくとも、特段それが不思議なこととは思われずに今日に至っていると思われるのである。

(2) 保育ソーシャルワークが求められる背景と直接的な必要性

わが国で、保育ソーシャルワークが求められる法的な必然には、2004年の「発達障害者支援法」を皮切りに、「障害者基本法」の抜本改正、「障害者差別解消法」の施行、「障害者権利条約」の批准、「学校教育法」施行規則等の改正などのこの数年の一連の法改正の動向がある。それらの流れは、「障害者権利条約」を早期に批准しなければならないために進められてきた国内の体制整備の一環であるが、わが国でもようやく、「一人の児童も保育所や幼稚園、学校等から差別・排除してはならない」という「インクルーシブ」な社会づくりが少なくとも法的には求められるようになってきたこととして高く評価しなければならないことである。

「保育所」での「一人の児童も落ちこぼさない」ための「ソーシャルワーク」対応はこのように法的に求められるものであり、先にも述べたように「恣意的」なものなどでは決してないのである。その意味では、保護者の立場ではきちんとした対応が全ての「保育所」でなされることはむしろ当然であり、行政の責任としてきちんと進められなければならないことである。今日的には、例えばネグレクトを含む被虐待児や障害のある児童、あるいは近年ではいわゆる「気になる子」、貧困（母子）家庭（児童）、外国籍の児童、さらには心の問題や家族関係上の深刻な悩みを抱えた「心配な親」等々の増加等々をめぐってどのような「ソーシャルワーク」対応が「保育所」でなされたのが課題となろう。そうした例の一端を具体的に示せば表1、表2のようなものがある。

表1 保育所での特別な支援を要する児童や家庭の割合（公・私立平均）

- a, 生活面・精神面などで支援の必要な家庭あり =61.5%、平均 3.2 ケース
 b, 障害児保育の実施率 =74.8%（公営は 83.6%）、平均 2.4 人
 ＊障害保育の加算対象外のいわゆるボーダーライン上の子どもがいる率は 84.3%
 c, 保育所で虐待の疑い家庭あり =28.7%、平均 1.7 ケース

（出所）全国保育協議会『全国保育実態調査報告書 2011』、平成 24 年 9 月より作成

近年、全国的に表1にあるような、従来の「障害児保育」の概念とは異なる「軽度発達障害児」等のいわゆる「気になる子」が増加していることについては、筆者は昨年のこの『紀要』でも触れ、そこでは公立保育所だけではあるが、「気になる子」の全国在籍率の平均が 10.3%という数字も紹介した⁹⁾。この率は、全国の義務教育普通学級でのそれらの児童の在籍率が 6.5%（他に特別支援学校生らの 2.9%を加えると、合計 9.4%）とされていることにもほぼ符牒するものであり（文部科学省『通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果』平成 24 年 12 月参照）、公立保育所だけの特別例外的なものではない。さらに今日では表1の a にみるように「心配な親」や対応の難しい親の増加も関係者を一様に悩ませていることも周知の通りである。

保育所に 10%を超えるような「気になる子」が在籍しているという現状は、そうした児童への対応を一部の特別な専門機関にだけまかせておけるような状況ではない。専門機関の充実自体はもちろん必要なことではあるが、保護者の立場では、そうした機関での「療育」はそれ以外の場所ではなかなか般化されにくい限界もあり、何よりも最も家庭に近くさらに数も多い「保育所」に「ソーシャルワーク」機能がきちんと備えられ、直接的支援や連携による総合的な適切な対応をしてもらえることを期待することは当然であろう。

さらに保育ソーシャルワークの必要な例については、こうした児童本人の問題だけではなく、利用家庭の状態からも考えることができる。表2は、筆者が「全国夜間保育園連盟」から依頼され実施した利用者調査の一例であるが、夜間保育所の利用者属性として母子家庭等のひとり親率が 25%を超えているように非常に高いことが分かる。それらの家庭が経済的に大変な状況にあることは他の調査項目からも裏付けられており、実際に昼夜にわたるダブルワークを余儀なくされている家庭もあった¹⁰⁾。わが国全体としても母子家庭の貧困率が 5 割を超えるなど、先進国では突出して高く社会問題化していることは周知の通りである。

表2 夜間保育所の利用者の家族形態

家族形態	人数（比率）
両親家庭	995（74.5%）
母子家庭	322（24.1%）
父子家庭	19（1.4%）
合計	1336（100%）

（資料）全国夜間保育園連盟編『平成 22 年度 全国夜間保育園利用者調査—現状と課題（改訂版）』2010 年 10 月

（出所）櫻井慶一編『夜間保育と子どもたち—30 年のあゆみ—』北大路書房、2014 年、200 頁

そのため同連盟では、2008年12月に大阪市内での全国大会で「大阪宣言」を採択し、保護者等へのきめ細かな対応を可能にする「改善要望書」を厚生労働省に提出している。夜間保育園には養護性の高い子どもが多い現状に踏まえ、その要望の3点目に、『保育所的機能を有効活用するため、保育ソーシャルワークの役割を担う「保育福祉士（仮称）」のような資格制度を創設し、これを児童家庭支援センターに配置するなどの対応が必要である』ということを求めたのである。ここでは「保育ソーシャルワーク」及びその担い手としての「保育福祉士（仮称）」という語句が見られることが注目される。「保育福祉士（仮称）」の意味は、「保育ソーシャルワーカー」とほぼ同義である。『大阪宣言』はそうした語句を、公的な保育団体が最初に使用した例としても評価してよいものと思われる¹¹⁾。

3. 保育ソーシャルワーカーに求められる専門性とその養成

(1) 保育ソーシャルワーカーに求められる専門性

保育ソーシャルワークを展開していく時、「保育所」およびその担当者に求められる専門性とはどのようなものであろうか。基本は何よりも「一人の児童も落ちこぼさない、受け入れる」という「インクルーシブ」な保育理念（価値理念）があることは当然である。筆者はそれに加えて、先の図1から、①発達支援（自立支援）計画の策定と実践にかかわる知識・技術、②「保育所」内部の当面及び長期的な組織づくり、外部との連携・協力体制づくり、そして具体的な処遇（保育・療育）のための知識と技術、③「保育所」全体としてそれらを計画的に遂行するマネジメント能力の3点が必要と考えている。

①に関しては、「障がい診断」は医師の領域であろうが、保育士には（保護者にとってはそれ以上に大切な）、最初の「気づき」や「見立て」ができること、当該児童や保護者の「困りごと」感に寄り添った適切な関わりや働きかけができる技術、保護者等とのコミュニケーション能力が必要と思われる。わが子の「障がい」を認めない保護者が現実的には多いことを考慮し、日頃からの信頼関係の構築が必要であるが、その為には正しい発達診断「アセスメント」に必要な能力や最小限の簡単な調査や統計的な見方も必要な資質となろう。

②に関しては、具体的に見えるかたちで保育士等の児童（保護者）への直接的な処遇能力を高めることが何よりも求められる。保護者が求めていることは「診断」ではなく、それではその先「どう具体的にかかわればよいのか」ということだからである。今日、全国各地の保育士会等が作成している対応『マニュアル』を見ると、その内容には共通して「気になる子」等への働きかけに必要な心理療法の基礎的知識・技術等が具体的に分かりやすく盛り込まれているという特徴がある¹²⁾。

③に関しては、何よりも組織（施設）全体のモチベーションを下げないために、主たる担当者へのチーム保育」として必要な保育所職員全員の協力や激励、時には園長等からの「スーパバイズ」、外部専門機関との連携・調整のためのマネジメント力などが求められよう。

しかし、実際にこのような諸能力を兼ね備えた「保育所」や保育士、あるいは「専門家」そのものが地域にはほとんどいないと思われる。大半の「保育所」では、こうした研修を受ける時間的、経済的余裕すらないのが現状であり、必要性は感じていてもとても対応できないというのが実態であろう。そうした現場の状況改善のためには、「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」の一日も早い改正が必要であることは言うまでもないが、と同時に、それまで待つことはで

きない切実なニーズへの対応が少しでも可能になるように、実践的かつ組織的な「保育所」での研修の強化や地域での支援体制の強化がそれゆえに強く望まれるのである。

(2) 保育ソーシャルワーカーの養成と今後の展望

保育ソーシャルワークの必要性とワーカーに求められる専門性（資質）についてはすでに述べた。しかし、「保育ソーシャルワーカー」の育成のための研修会等は組織的にはまだほとんど始まっていない¹³⁾。全国の研究者や現場職員を中心に、2013年11月に結成された「日本保育ソーシャルワーク学会」（会長 熊本学園大学教授 伊藤良高）が、その事業の一つとして、ようやく2016年度から全国2か所でワーカー養成講習を開始しようとしているのが現在である。

その講習のあり方や受講生への資格付与、今後のあり方等々を考えるための参考資料として、近接した資格等を簡単にまとめたものが表3である。いずれも資格取得のための研修会等の受講には保育士資格が有効のものであり、保育ソーシャルワーカーと職務上のつながりがあると考えられるものである。

表からは「ソーシャルワーク」中心のスクールソーシャルワーカーと、「ケアワーク」中心の医療保育士及び放課後児童支援員資格とに大別できる。保育ソーシャルワーカーの立ち位置は微妙であるが、養成研修ではソーシャルワーカーをめざすことは当然であろう。

周知のように、表中の「スクールソーシャルワーカー」は生活が困窮している児童（家庭）や障がいのある児童、いじめや不登校、校内暴力、虐待問題等々の課題をかかえる児童とその保護者支援のために地域に積極的に出かけ、その環境や関係の改善・調整等を学校の教師や職員たちと協働で回り、その解決をめざす立場の社会福祉の専門家である。制度的には文部科学省が2008年からその活用を図ってきた事業であるが、自治体の中にはそれ以前から退職教員や臨床心理士等を活用してそうした活動を展開してきた経緯もあり、今日でもその担当者は社会福祉士等の狭義の福祉専門家には限定されていないという特徴がある。

しかし、表だけでは分からないがその資格者養成にあたっては、2009年度に「日本社会福祉士養成校協会」が策定したカリキュラムを基準に、社会福祉士資格取得者を基礎資格者として、それに上乘せする形で資格を独自に付与する大学も近年では増加している。そのため、その職に実際に就くものも大学卒業者とりわけ福祉関係の資格取得者が増加している傾向がある。

文部科学省は、いじめ自殺等の問題が噴出していることに対処するため、2016年度から新たにスクールソーシャルワーカーを全国の学校に置く専門職種の一として規定し、5ヶ年計画で1万人を増員して全国の中学校全校に普及を拡大しようとしている。このことは、学校現場で起こっている問題がそれだけ深刻だということであるが、同時にこれまでのスクールソーシャルワーカーの「外部配置」の限界がある意味で示すものとも考えられよう。

「医療保育士」は原則として医療現場で働く保育士であるが、近年は病児・病後児保育や障害児療育施設等での保育支援にも進出している点で保育ソーシャルワーカー業務との関連もある。しかし、保育ソーシャルワーカーは必ずしもその職場は狭義の保育所に限定されないが、医療保育士の場合は原則として「医療機関」内で医師や看護師との連携（指示）をベースに、入院中の子どもの心のケアや遊び、生活支援、家族支援等の保育士固有の領域の業務を行う「ケアワーク」的側面が強いなどの相違がある。

「放課後児童支援員」は、子ども・子育て支援新制度の実施にともない2015年度から新たに法定化されたものである。全国約10万人の職員たちに関わる大きな変革であった。厚生労働省は、

2015年度からの5か年間で全ての職員に法定の16科目の受講をめざし有資格者養成に乗り出したが、毎年度の離職率も高いので実際にどの程度まで目標が達成されるかは微妙である。「気になる子」対応では、学校とはまた違う意味で連携・協力、情報共有等が必要と思われる¹⁴⁾。

表3 保育ソーシャルワーカーと他の関連職員の養成体系等比較 (2016年1月20日)

事項	名称	保育ソーシャルワーカー	学校(スクール)ソーシャルワーカー	医療保育士	放課後児童支援員(学童保育指導員)
対象と目的		生活や発達等に課題のある子どもとその保護者を対象に、子どもの最善の利益確保とその保護者のウェルビーイングの実現	児童本人や家庭環境上の特別な配慮を要する児童とその保護者を対象に、その人権擁護と発達の保障	医療を必要とする子どもとその家族のQOLの向上、医療行為を受ける子どもへの間接的・精神的寄与	放課後留守家庭児童を対象に、遊びや生活による児童の健全育成
主たる活動の場と所属		保育所、幼稚園、認定こども園、子育て関連支援施設、児童福祉施設	学校、教育委員会(市町村)	病院、診療所、(病児保育室、障がい児施設)	放課後児童クラブ(市町村、社会福祉法人、NPO等)
資格講習会、研修会等の受講のために求められる一般的な基礎資格		保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、精神科医、保健師、看護師(准看護師)	特になし 実際には社会福祉士、精神保健福祉士、教員(教職経験者)、臨床心理士等の資格取得者が多い	保育士 ただし学会認定の医療保育専門士講習には病院での1年以上の実務経験が必要	児童の遊びを指導する者の資格(保育士、社会福祉士、教員等)、その他
「資格者」養成のための履修科目等の内容		*1、保育ソーシャルワーク論など8科目(各科目90分)、2016年度予定	一定の基礎資格者+講習会の受講。または、ワーカー養成大学等で定めた所定の単位取得者	*2、静岡県立大学短大部の養成課程のように医療保育士とは別の流れもある	厚生労働省の定める『研修ガイドライン』が示す6分野、16科目(各科目90分)
関連学会名		日本保育ソーシャルワーク学会	日本学校ソーシャルワーク学会	日本医療保育学会	日本学童保育学会
備考(上級資格の養成等)		*3、中級保育ソーシャルワーカーの資格取得希望者は、90分14コマの講座受講が必要(予定)	2009年度から、日本社会福祉士養成校協会の協賛による教育課程がある。社会福祉士等資格に上乘せ校もあり	1年以上の経験+講習会受講による日本医療保育学会認定による「医療保育専門士」資格	厚生労働省の「省令基準」の「運営指針」で2015年度から国家資格化

(備考) 本図表の作成には各団体のホームページ(2016年1月16日)の他、日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界—理論と実践—』見洋書房、2014年。日本学校ソーシャルワーク学会10周年記念誌編集委員会編『学校ソーシャルワーク実践の動向と今後の展望』2015年。放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会編『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材』中央法規、2015年等々参照した。*1、*3は日本保育ソーシャルワーク学会文書「保育ソーシャルワーカー養成研修(仮称)のあり方検討会の検討状況について」による。日本保育ソーシャルワーク学会ではさらに中級資格者の上に学会加入等を必要とする上級保育ソーシャルワーカー資格も構想している。*2 静岡県立大学短大部のそれはイギリスの「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト」養成を参考に講座が生まれ、平成19年度から現在(2015年10月)までに129人のHPSが誕生しているという。受講者も医療保育士とは異なり、保育士や看護師、幼稚園教諭等も広く認めていることが特徴である。「ホスピタル・プレイ協会」http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site(2016年1月25日閲覧)。

おわりに

保育ソーシャルワーカーの今後のあり方や普及方策を最後に簡単にまとめておきたい。論点は多岐にわたるが、すでに紙幅が尽きている。①基礎資格に何を求めるか(保育士か社会福祉士等かその両方か)、②配属先をどう考えるか(各「保育所」単位か市町村の保育課等におき必要に

応じて出張するか)、③普及・拡大をどのようにはかるのかという3点について結論だけを簡単に述べておきたい。

最初の①基礎資格は、本稿で繰り返し述べてきた「気になる子」等の対応には当該児童や家庭状況だけではなく、児童の一般的な発達過程や指導方法についても良く知る職員の存在が不可欠である。そのためにも基本は保育士資格であることが望ましいと考える。社会福祉士等がかかわる場合でも「保育」についての基礎的素養があることが前提となろう。

次に②の配属については、「保育所」で「気になる子」がすでに10%を超え、貧困児童が6人に一人という割合で存在している現状等を考慮すると、(乳児の多数在籍する保育所での看護師の規定と同様に)各園単位が望ましいと考える。外部派遣の限界は先行したスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの例で示されている通りだからである。

さらに③の普及・拡大の具体的方策については、在学中に「ソーシャルワーク」の力をつけ卒業してもらうことが望ましいが、現実的にはカリキュラムや実習等の改定はかなり困難であり、保育界の意識改革も簡単にはできないと予測される。当面できる方策は、全国各地でできるだけ多くの現職の「保育所」職員、とりわけ園長や主任等の一定の相談・援助業務の経験のある者を対象にソーシャルワークに関する実践的な研修を実施し、ソーシャルワーク視点(意識)のある現場職員を一人でも増やすことしかないように思われる。

本稿中でも述べたように、すでに多くの「保育所」の実践にはすぐれた「ソーシャルワーク」事例も多い。その意味では養成研修と並行して、そうした実践例の紹介やその意義を保育関係者に理解してもらうために関連学会や「保育所」等のさまざまな研修会の場で周知する啓蒙活動をすすめることも有効であろう。また、新制度の「地域子ども・子育て支援事業」の「子育て支援総合コーディネーター」にはソーシャルワーク的な活動も期待されている。家族支援の視点からは、母子保健とリンクした「子育て世代地域包括支援センター」との連携・協力、情報交換、合同研修等も意味深いことと思われる。「インクルーシブ」な視点に立ち、地域のすべての児童の保育の権利保障のためには、児童福祉施設である「保育所」が「ソーシャルワーク」機能という専門性を拡大し、地域の「セーフティネット」としての役割をきちんとはたすことが必要である。あらためて「保育所」が児童福祉施設であることを確認したいものである。

(注)

- 1) 保育ソーシャルワークの概念については、保育(ケアワーク)をベースとするか福祉(ソーシャルワーク)をベースにするかという基本的な立場や理念、その機能や実践主体、主たる展開場所等々も確定しているわけではない。なお、鶴宏史『保育ソーシャルワーク論』あいり出版、2009年、54～55頁参照。
- 2) 日本保育ソーシャルワーク学会「保育ソーシャルワーカー養成研修(仮称)のあり方検討会」の検討状況について」2015年3月。3-(6)-④、表3の*1、*3の出所も同様である。
- 3) 櫻井慶一『初めての児童・家庭福祉』学文社、2009年、8頁参照。
- 4) 例えば、全国保育協議会編『公立保育所の強みを活かした「アクション」実践事例集』2015年6月には22の事例が収められているが、そのうち18事例は、図1に関連させて考えれば広く「ソーシャルワーク」事例として評価して良い内容である。残りの4事例もソーシャルアクションにかかわるものがあり、保育所実践は当事者が意識しようがしまいが、本質的に「ソーシャルワーク」であることが強く示唆される。
- 5) 野本茂夫「協働の関係が成立していくために」日本保育学会編『地域における保育臨床相談のあり方』ミネルヴァ書房、2011年、108～116頁参照。保育所での外部専門家と保育士の役割分担が簡単なことではなく、深い協力と相互理解の必要が述べられている。保育園長等のマネジメントがここでも必要と思われる。

- 6) 山本佳代子「保育ソーシャルワーク研究の動向と課題」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界—理論と実践—』晃洋書房、2014年、2頁によれば、2001年に1本であった研究論文が次第に増加して、2007年以後では各年6本程度になり、2013年度までで53本にのぼっていることが明らかにされている。2003年に児童福祉法が改正され、保護者支援が保育所の業務とされたが、そこでの保護者支援は主として「虐待防止」の観点からのものであり、本稿で取り上げているような主体的な「保育ソーシャルワーク」視点でのものではない。
- 7) 厚生労働省編『保育所保育指針 解説書』184頁参照。ここでは「保育所や保育士はソーシャルワークを中心に担う専門機関や専門職ではない」とされているが、その前段ではその必要性についても触れている。厚生労働省自身の「ソーシャルワーク」概念がまだはっきりしていないのである。
- 8) 田島望「保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育 —子育て支援における実践の把握を通しての考察—」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワーク学研究』第1号(創刊号)2015年11月では、地域子育て支援センター拠点事業の現状を参考に、保育士養成課程の保育実習に支援センターでの保護者支援の内容を盛り込むことは可能ではないかと提案されている。筆者も同感である。
- 9) 櫻井慶一「保育所での“気になる子”の現状と“子ども・子育て支援新制度”の課題』『生活科学研究所紀要 第37集』文教大学、2015年3月。またその在籍率等については、櫻井慶一「公立保育所の現状と新制度下でのこれからのあり方を考える」全国保育協議会編『公立保育所の強みを活かした「アクション」実践事例集』全国社会福祉協議会、2015年、6頁参照のこと。
- 10) 櫻井慶一編『夜間保育園と子どもたち—30年のあゆみ—』2014年、資料3、4頁参照。
- 11) 『同上』資料4、21～23頁等参照、外部専門家の活用は夜間保育園連盟の「宣言」では、2002年の「倉敷宣言」も夜間・深夜のニーズにも対応できる子育て相談事業の展開などを求めており注目される。
- 12) 最近のそうしたものでは、熊本県健康福祉部編『発達が気になる子の早期気づきと支援に向けて～保育所/幼稚園での活用ガイド～』平成26年3月、平塚市・鎌倉市他編『ちょっと気になるあの子へのアプローチ、保育園・幼稚園の先生のための巡回指導 Q&A』平成26年3月などがある。それらに共通しているのは、簡単なアセスメントシートや「気になる子」等の具体的な療育のための参考として、応用行動分析などの事例、諸種のマッピング技法、ペアレント療法等々の心理療法に一定の頁をさいていることである。
- 13) 2009年度から大阪府で社会福祉協議会と私立保育園団体とが共催し、知事が認定している通称「スマイルサポーター」制度は、「育児相談」を超えた「ソーシャルワーク」的な活動をめざすものとして注目される。その活動の一端は『ぜんほきょう』2015、12月号参照。
- 14) 東京都社会福祉協議会編『保育所と学童保育の連携による学齢期の成長を見据えた保育』2015年2月、83頁参照。同調査では、保育所利用の保護者の7割以上が「保育士が気にしていたこと」や「健康状態」などを放課後児童クラブに引き継いで欲しいと考えている。学童保育側でも情報の共有を求める声は強い。